

愛媛労働局発表

平成 26 年 5 月 28 日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長 荒瀬 雅夫
健康安全第一係長 森 博明
電話 089-935-5204 (内線 470)

報道関係者 各位

夏季を中心に**職場における熱中症の予防対策の徹底**を呼び掛けます。

愛媛県内では、夏季を中心に職場での熱中症が発生しており、特に平成 25 年には休業 4 日以上の特徴者数は 9 人で、うち 2 人が死亡（平成 25 年の死亡者数 13 人に占める割合は 15.4%）しており、第 12 次労働災害防止計画を踏まえた愛媛労働局の労働災害防止推進計画においても熱中症予防対策を重点事項としているところだす。

また、厚生労働省では、職場での熱中症の予防について、

- ・ W B G T 値（湿球黒球温度）を測定することなどにより、職場の暑熱の状況を把握し、作業環境や作業、健康の管理を行う
- ・ 熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を計画的に設定する
- ・ 自覚症状の有無にかかわらず、水分・塩分を摂取する
- ・ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある、糖尿病などの疾患がある労働者への健康管理を行う

などの具体的な対策（別添）を定めているところだす。

このため、夏季を中心に職場における熱中症の予防対策を呼び掛けます。

厚生労働省では、平成 26 年については、熱中症が多発している建設業及び建設現場に付随して行う警備業並びに製造業を対象として、重点的に熱中症予防対策を推進することとします。このため、職場における熱中症の予防対策について、愛媛労働局長から関係団体に対し要請することとしております。

また、県内 6 会場で開催される全国安全週間実施要綱説明会（6 月 5 日～12 日）等において職場における熱中症予防対策を周知する取組を実施します。

なお、気象庁発表の四国地方の「向こう 3 か月の天候の見通し」（本年 6 月から 8 月まで）によれば、平均気温は、『**平年並みか高い見込み**』となっています。

《愛媛県内の職場における熱中症による休業4日以上の被災者数》

年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
被災者数	2(1)	2	6	4	3	9(2)

() 内は死亡者数(内数)

発生年月	業種	発生場所	被災者	
			年齢	性別
H25.7	製造業	八幡浜市	30歳代	男
H25.7	製造業	八幡浜市	60歳代	男
H20.7	製造業	新居浜市	30歳代	男

死亡災害の概要は次のとおり。

業種	年代	事案の概要
製造業	30歳代	工場内で温水が溜まっている槽内のコンテナを洗浄する作業をしていた時、意識不明となり、その後死亡した。
製造業	60歳代	製造中の構造物内でダクトを溶接していた時、体調不良となり、事務所で休憩していたが、その後死亡した。
製造業	30歳代	被災者は、空地の塗装作業場において、午前8時から午後5時まで工場設備部品の塗装作業に従事した後、午後5時過ぎに体調不良を起こし、その後死亡した。

【参考事項】

熱中症の予防対策に関する法規制（条文は簡略化したもの）

- ① 事業者は、暑熱又は多湿の屋内作業場について、冷房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない（労働安全衛生規則第606条）
- ② 事業者は、溶鉱炉等により金属の精錬の業務など特定の暑熱又は多湿の屋内作業場について、半月以内ごとに1回、定期的に、気温、湿度及びふく射熱を測定しなければならない（安衛則第607条）
- ③ 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない（安衛則第617条）